

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 4月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県成田市磯部541-1

氏 名 大徳産業株式会社

代表取締役 大徳 静夫

電話番号 0476-36-1514

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大徳産業株式会社
事業場の所在地	千葉県成田市磯部541番地1
計画期間	令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	前年度の元請完成工事高 3億4千万円
③ 従業員数	10名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	現場～委託先運搬～中間処理施設（合材外の再資源化施設）



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社 長



マニフェスト担当者



各作業所



マニフェスト担当者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン殻	
	排 出 量	1,168.5 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別を徹底して削減を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン殻	
	排 出 量	1,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今年以上に分別を徹底して削減に心掛ける。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスコン殻、コン殻、がれき類、目視による分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスコン殻、コン殻、がれき類、目視による確認。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン殻	
	全 処 理 委 託 量	1,168.5 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,168.5 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用業者に委託して出している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン殻	
	全 処 理 委 託 量	1,000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,000 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も再生利用業者に委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年4月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者
住 所 千葉県成田市磯部541番地1
氏 名 大徳産業株式会社
代表取締役 大徳静夫

電話番号 0476-36-1514

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 3 年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	大徳産業株式会社
事業場の所在地	千葉県成田市磯部541番地1
事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	2,000t	全 処 理 委 託 量	2,000t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処 理 委 託 量	2,000t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	

※事務処理欄



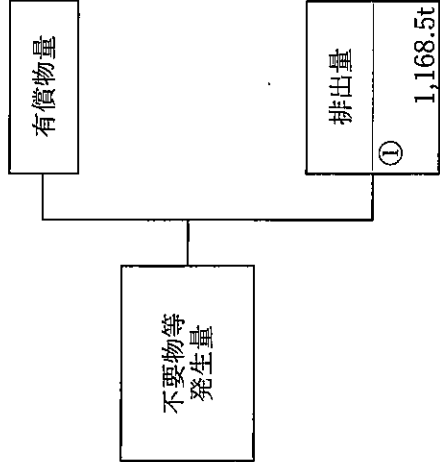
(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

アスコン殻

)



項目	実績値
①排出量	1,168.5t
②+④自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑤+⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1,168.5t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	1,168.5t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収を行う業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	1,168.5t
⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	
⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。